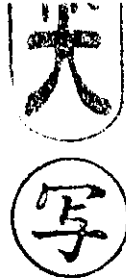
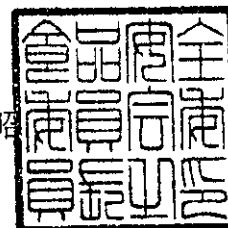


府食第174号  
平成16年2月12日



厚生労働大臣  
坂口 力 殿

食品安全委員会  
委員長 寺田 雅昭



### 食品健康影響評価の結果について

平成15年8月1日付け厚生労働省発食安第0801001号及び平成15年10月30日付け厚生労働省発食安第1030002号をもって厚生労働大臣から食品安全委員会委員長に意見を求められた遺伝子組換え食品等のうち、下記のものについては、「遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方」(食品安全委員会、平成16年1月29日決定)に基づき、その安全性に問題はないと判断しましたので通知します。

なお、個別の審議結果については、別添1、2のとおりです。

### 記

- ・申請者：デュポン株式会社  
品 種：トウモロコシ1507系統とラウンドアップ・レディー・トウモロコシNK603系統を掛け合わせた品種
- ・申請者：日本モンサント株式会社  
品 種：MON810(鱗翅目害虫抵抗性トウモロコシ)と鞘翅目害虫抵抗性トウモロコシMON863系統を掛け合わせた品種

(別添1)

## 「トウモロコシ1507系統とラウンドアップ・レディー・トウモロコシNK603系統を掛け合わせた品種」に係る食品健康影響評価に関する審議結果

申請品種名：トウモロコシ1507系統とラウンドアップ・レディー・トウモロコシNK603系統を掛け合わせた品種

性質：鱗翅目害虫抵抗性（アワノメイガ等）、除草剤耐性（グルホシネート、グリホサート）

申請者：デュボン株式会社

開発者：ダウ・アグロサイエンス社、パイオニア・ハイブリッド・インターナショナル社

### 1. 申請品種の概要

申請品種については、害虫抵抗性及び除草剤耐性の形質が付与された品種同士を伝統的な手法で掛け合わせたものであり、掛け合わせる前のトウモロコシ1507系統とラウンドアップ・レディー・トウモロコシNK603系統については、それぞれ、安全性の審査の手続きは終了しており、いずれも人の健康を損なうおそれがあると認められないと判断されている。

### 2. 食品健康影響評価結果

① 挿入された遺伝子によって宿主の代謝系には影響なく、害虫抵抗性及び除草剤耐性の形質が付与されている品種同士の掛け合わせである。

・トウモロコシ1507系統に導入された *cry1F* 遺伝子により産生される *Cry1F* タンパク質は植物体内で酵素として働くことは報告されていない。また、同じく導入された *pat* 遺伝子は、グルホシネートをアセチル化し、無毒なアセチルグルホシネートに変えることで、グルホシネートに対する耐性を付与している。ラウンドアップ・レディー・トウモロコシNK603系統に導入された *CP4EPSPS* 遺伝子により産生される *CP4EPSPS* タンパク質は、グリホサート存在下でも影響を受けずにシキミ酸回路中で酵素として機能し、グリホサートに対する耐性を植物に付与している。いずれの形質も、その作用機作は独立しており、1507系統とNK603系統の掛け合わせ品種において互い影響しあわないと考えられる。

② 亜種レベル以上の交配ではない。

・掛け合わせた品種は、いずれもデントコーンと呼ばれる分類上同一種（イネ科トウモロコシ属トウモロコシ、学名 *Zea mays L.*）である。

③ 摂取量・食用部位・加工法に変更はない。

・1507系統及びNK603系統と、それらを掛け合わせた品種において、摂取量、食用部位、加工法等の利用目的ならびに利用方法に変更はない。

以上①～③の結果から、トウモロコシ1507系統とラウンドアップ・レディー・トウモロコシNK603系統を掛け合わせた品種については、「遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方」（食品安全委員会、平成16年1月29日決定）に基づき、安全性の確認を必要とするものではなく、その安全性に問題はないと判断される。

(別添2)

## 「MON810（鱗翅目害虫抵抗性トウモロコシ）と鞘翅目害虫抵抗性トウモロコシMON863系統を掛け合わせた品種」に係る食品健康影響評価に関する審議結果

申請品種名：「MON810（鱗翅目害虫抵抗性トウモロコシ）と鞘翅目害虫抵抗性トウモロコシMON863系統を掛け合わせた品種」

性質：鱗翅目害虫抵抗性（アワノメイガ等）、鞘翅目害虫抵抗性（コーンルートワーム等）

申請者：日本モンサント株式会社

開発者：日本モンサント株式会社

### 1. 申請品種の概要

申請品種については、害虫抵抗性の形質が付与された品種同士を伝統的な手法で掛け合わせたものであり、掛け合わせる前のMON810とMON863系統については、それぞれ、安全性の審査の手続きは終了しており、いずれもヒトの健康を損なうおそれがあると認められないと判断されている。

### 2. 食品健康影響評価結果

① 挿入された遺伝子によって宿主の代謝系に影響なく、害虫抵抗性の形質が付与されている品種同士の掛け合わせである。

・MON810に導入された *cry1Ab* 遺伝子により産生される *Cry1Ab* タンパク質及びMON863系統に導入された *cry3Bb1* 遺伝子により産生される *Cry3Bb1* タンパク質はいずれも酵素活性を持つことは報告されておらず、植物代謝経路に影響を及ぼすことはない判断される。

② 亜種レベル以上の交配ではない。

・掛け合わせた品種は、いずれもデントコーンと呼ばれる分類上同一種（イネ科トウモロコシ属トウモロコシ *Zea mays L.*）である。

③ 摂取量・食用部位・加工法に変更はない。

・MON810及びMON863系統と、それらを掛け合わせた品種において、摂取量、食用部位、加工法等の利用目的ならびに利用方法に変更はない。

以上①～③の結果から、トウモロコシMON810とMON863系統を掛け合わせた品種については、「遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方」（食品安全委員会、平成16年1月29日決定）に基づき、安全性の確認を必要とするものではなく、その安全性に問題はないと判断される。

# 官報

編集・印刷  
 独立行政法人国立印刷局

## 目次

- 信用金庫法施行令等の一部を改正する政令(三二)
- (府 令)
- 防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、技術研究本部及び契約本部組織規則の一部を改正する内閣府令(内閣府一〇)
- (省 令)
- 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働二四)
- (告 示)
- 海上における射撃訓練を実施する件(防衛庁四五〇四七)
- 海上における投下訓練を実施する件(同四八〇五二)
- 指定統計を作成するために集められた調査票の使用に関する件(総務一八二、一八三)
- 戸籍法第一百七十七条の二第一項の規定による指定に関する件(法務一〇三)
- 日本国に帰化を許可する件(同一〇四)
- 漢江洪水予警報機材整備計画のための贈与に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の書簡の交換に関する件(外務八六)
- オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正へのマルチによる受諾に関する件(同八七)
- 過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約の追加議定書のエクアドルによる同意の通告に関する件(同八八)
- 組換えDNA技術応用食品の安全性審査の手続を経た生物の公表を行う件(厚生労働七〇)
- 社会保険診療報酬支払基金法第十五条第三項の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療に関する給付の一部を改正する件(同七一)
- 療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第一条第一項第十号の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療の給付の一部を改正する件(同七二)
- 老人訪問看護療養費、訪問看護療養費等の請求に関する省令第一条第一項第八号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付の一部を改正する件(同七三)
- 介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令第一条第二項第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療又は介護に関する給付の一部を改正する件(同七四)
- 生活保護法による保護の基準の一部を改正する件(同七五)
- 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第三条の二第一号の表の第七号の下欄の規定に基づき厚生労働大臣が別に指定する測定器を定める件の一部を改正する件(同七六)

○厚生労働省告示第七十号  
 次に掲げる組換えDNA技術によって得られた生物については、食品、添加物等の規格基準(昭和三十四年厚生省告示第三百七十号)第1A第三款に規定する安全性審査の手続を経たので、組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続(平成十二年厚生省告示第二百三十三号)第三条第二項の規定により公表する。  
 平成十六年三月三日  
 厚生労働大臣 坂口 力

組換えDNA技術応用食品の安全性審査の手続を経た生物

品名又は品目	名 称	生 産 者
とうもろこし	トウモロコシ1507系統とラウデンブリア・ハイパー・トウモロコシNK603系統を掛け合わせた品種	アコボイン株式会社
とうもろこし	MON810(蝶翅目害虫抵抗性トウモロコシ)と標 題 目 害虫抵抗性トウモロコシMON863系統を掛け合わせた品種	日本ゼンサント株式会社

## 米国におけるBSE発生について

平成16年3月8日  
厚生労働省食品安全部

## 1 BSE感染牛の概要

## (1) 感染牛の概要

- ① 種：ホルスタイン種（雌）
- ② 年齢：6歳8ヶ月（1997年4月出生）
- ③ 飼育農場：ワシントン州マブトン（2001年9月カナダから導入）
- ④ 生産農場：カナダ・アルバータ州カルマー

## (2) 検査の概要（日付は現地時間）

- ① 12月9日、と畜場で歩行困難な牛としてとさつされ、BSEサーベイランスの対象として検体採取
- ② 12月23日、米国農務省におけるBSE検査（病理組織検査及び免疫組織化学検査）の結果、BSEの感染が推定されると判断された旨（初回検査12月22日、再検査12月23日）発表。同日、確定診断のため、検体を英国の国際リファレンス研究所に送付
- ③ 12月25日、英国の研究所での検査結果が米国農務省の検査結果と一致した旨発表

## 2 米国の調査状況等（日付は現地時間）

- (1) 12月23日、飼育農場について隔離措置がとられた。
- (2) 12月24日、加工処理場（ワシントン州の2工場）は感染牛の肉が混入した可能性のある12月9日に処理された牛肉約4.7トンの自主回収を開始する旨発表
- (3) 12月27日、1月2日、BSE感染牛が、2001年9月にカナダ（アルバータ州）から米国に輸出された81頭の乳牛群のうちの1頭である可能性がある旨発表
- (4) 12月28日、回収対象が9州・地域に流通している旨発表（1月6日発表により6州に変更）
- (5) 1月6日、米国及びカナダの研究所におけるDNA検査の結果から、当該牛がカナダ産である旨発表

### 3 米国の追加的なBSE対策

(1) 米国内におけるBSE対策の主な追加的措置（現地時間12月30日発表、1月12日一部施行）

- ① 歩行困難な牛の食用禁止、サーベイランスの強化
- ② BSE検査中の牛肉はBSE陰性が確認されるまで流通禁止
- ③ すべての月齢の牛について小腸を除去し、30ヶ月齢以上の牛について頭蓋、脳、三叉神経節、眼、せき柱、せき髄及び背根神経節を除去
- ④ AMR（高圧で骨を破壊することなく肉を採取する方法）の規制強化（30ヶ月齢以上の牛のせき柱の使用禁止等）
- ⑤ 牛の個体識別制度の導入を検討

(2) 2月4日（現地時間）、米国におけるBSE対策について、BSEに係る国際的な専門家（スイス2名、米国1名、ニュージーランド1名、英国1名の計5名）による検証結果が公表された。報告書においては、①特定危険部位の範囲（対象月齢及び部位）の拡大、②サーベイランスの強化、③飼料規制の強化などの勧告が盛り込まれている。

### 4 我が国の対応状況（下線は厚生労働省における対応）

(1) 12月24日、米国農務省におけるBSE検査結果が陽性であった旨を米国農務省が発表したことを受け、

- ① 米国産牛肉等の日本への輸入保留
- ② 米国から既に輸入された特定部位が含まれる又はそのおそれがあるものについての回収等の調査開始
- ③ 農林水産省において米国産反すう動物及び肉等について輸入を一時停止（輸入検疫証明書の発行停止）
- ④ 農林水産省において各国に対し、米国から輸入された反すう動物由来の肉を我が国に輸出することのないよう要請

(2) 12月26日、英国の研究所での検査結果が米国農務省の検査結果と一致した旨を同省が発表したことを受け、

- ① 米国産牛肉等の日本への輸入禁止
- ② 米国から既に輸入された特定部位が含まれる又はそのおそれがあるものについての回収等の指導開始（2月27日までに①特定部位である子牛の脳約40キログラムについて回収を、②せき柱の混入のおそれのあるTボーンステーキ約66トン、スープ原料、牛脂及び牛骨粉（一次加工品）約158トン、カプセルに入れられた食品（二次加工品）約673

トンについて販売自粛を指導)

- ③ 農林水産省において米国からの反すう動物及びその肉等について引き続き輸入停止措置を講じることを発表

(3) 12月29日、米国で発生したBSEに関し米国側の説明を聴取する等のため、「BSEに関する日米会合」開催。概要は以下のとおり。

(日本側：厚生労働省、内閣府食品安全委員会事務局、外務省、農林水産省、米国側：ヘグウッド農務長官特別顧問他)

- ① 米国側からのBSE発生をめぐる事実関係についての説明に対し、更なる詳しい情報及び米国におけるBSE対策の現状について説明を要求

- ② 米国側から、米国政府は今回のBSEの発生を受けBSE対策の見直し内容を近く公表する予定であり、近い将来牛肉の通常の貿易を再開するための条件について話し合う必要があるとの発言があったが、我が国からは、現時点では再開条件を議論するのは時期尚早であるとの考えを示し、具体的な議論は行わず。

- ③ 我が国から、米国の状況を確認するため調査団を1月5日の週にも派遣したいと要請したことに対し、米国から受け入れ可能との回答

(4) 1月8日、米国の現状を調査するため、厚生労働省、内閣府食品安全委員会事務局、農林水産省の職員を米国へ派遣し、1月18日調査団が帰国した。

(5) 1月23日、米国におけるBSEに関し米国側の説明を聴取する等のため、「BSEに関する日米会合」開催。概要は以下のとおり。

(日本側：厚生労働省、内閣府食品安全委員会事務局、外務省及び農林水産省、米国側：ペン農務次官他)と会合。

- ① 現地調査団の調査結果について質疑・意見交換  
② 米国の追加的なBSE対策について質疑・意見交換  
③ 本件につき引き続き協議をしていくこと、次回の期日については後日調整することで合意  
④ なお、具体的な輸入再開の協議は行われず。

(6) 2月4日、米国のBSE対策等について専門家による意見交換を行うため、「米国のBSE対策に関する有識者懇談会」を開催。概要は以下のとおり。

- ① BSEの定義、診断に関する国際的動向について質疑・意見交換  
② 米国におけるBSEリスク管理の妥当性について質疑・意見交換